

公 告

令和6年度 米広秘第7号 米原市勢要覧作成業務に係る公募型プロポーザルの実施については、次のとおりである。

令和6年12月17日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度 米広秘第7号 米原市勢要覧作成業務
- (2) 委託概要 米原市勢要覧を作成する
- (3) 履行期間 契約締結日の7日以内から令和7年(2025年)9月30日まで
- (4) 業務に要する費用(予定価格)

金 1,500,000円(消費税および地方消費税含む。)

〔 内訳：令和6年度 0円
令和7年度 1,500,000円 〕

2 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) 以下の実績を有する者

過去5年間(令和元年度から令和5年度まで)における本業務と同規模程度もしくは同規模以上の自治体市勢要覧もしくは記念誌、自治体広報誌の作成業務実績。

※同規模程度とは、表紙と本文併せて8ページ以上の納品実績のものとする。

3 プロポーザル実施の日程

項番	手順	期限等
1	質問受付期限	令和6年12月17日(火)から 令和7年1月8日(水)午後3時まで
2	質問回答期限	令和7年1月10日(金)
3	参加申込書・企画提案書の提出期間	令和6年12月17日(火)から 令和7年1月27日(月)午後3時まで
4	第1次審査	令和7年1月29日(水)【予定】
5	第1次審査の結果通知	令和7年1月30日(木)【予定】
6	第2次審査	令和7年2月14日(金)【予定】
7	第2次審査の結果通知	令和7年2月下旬
8	契約手続	令和7年3月上旬

4 問合せ先

米原市役所 政策推進部 広報秘書課
滋賀県米原市米原 1016 番地 電話:0749-53-5163

5 その他

詳細は、米原市勢要覧作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領のとおり。